

戸籍制度論序説

浜 田 章 作

Shosaku HAMADA : An Introduction to the Family Register System in Japan

新憲法の制定と民法の全面改正により、旧法の「家」を具象化する装置であった戸籍も根本的な変容を受けるのが当然であった。しかし、戦後の激動を潜り抜けて、戸籍は生き残り、「戸籍は戦前戦後をつうじて変わらない」とすら、戸籍実務家は主張して憚らない。

日本社会にあって大きな役割を果たしてきた戸籍について、改めて基本から考えてみる。

キーワード：戸籍 戸主民従 「家」の表現形態 同氏家族集団

1. 問題の所在と本稿の課題

戦後の民法改正に際し、実質的に「家」に代わる機能を営む氏を残すことに対する批判とともに、民法の「家」と相携えて重要な機能を営んだ戸籍についても、「民法改正が強く意識しているはずの家族制度の廃止ということ有名無実にする虞がある」¹⁾として全面改正すべきとの論議が巻き起こったのは当然である。

加えて、近年、夫婦別氏容認を盛り込んだ法務省の民法改正法案要綱（1996年2月26日法制審議会決議）をめぐる論議のなかで、民法ではなく戸籍法が戸籍編製の基準としている同氏同戸籍を再検討し、「戸」籍から欧米等の諸国に共通する「個人」籍への転換を求める意見も強まっている²⁾ほか、戸籍事務のコンピューター化の進行に戸籍の抜本的改革実現の技術的可能性をみる見解も現れている³⁾。

この問題について、残念ながら、家族法学界の関心は、決して高いとはいえない。それは、代表的と目される家族法の体系書・教科書のうち戸籍法と戸籍の問題について項目を設けて記述しているものがきわめて希れであることに、端的に現れている。

しかし、実体法たる民法と手続法たる戸籍法との関係からも、もっぱら裁判規範としての民法の側面だけに研究の関心を集中し、民法のめざす理念や目標、一それは近代的・民主主義的家族法の実現にはかならないことは別稿で論じたところである⁴⁾一が、国民にとって日常そのものである戸籍においてじゅうぶん具現されているか、それともその障礙物となつていはしないかについての警戒心を欠落させ、さらにいうなら、戸籍が古い「家」意識を温存する有効な装置として、個人の尊厳と男女の本質的平等に立脚する民法の理念の実現を阻む役割を果たしている現実を黙認するとすれば、家族法学の存在価値が問われかねない。

戸籍の現状を肯定するにせよ、批判するにせよ、戸籍の構造と役割に関心を寄せるにすれば、戦前・戦後の民法と戸籍制度の変遷をたどり、その相互関係を認識することが不可欠である。さもないと、具体的な戸籍の実相を知らぬまま、抽象論のレベルでの大まかな議論に終始し、とりわけ戸籍実務家からは理論的な甘さを疎んじられる原因となっているようと思われる。一見盛んな昨今の戸籍論の多くに共通する弱点である。

そこで本稿は、戸籍をめぐる論議の手掛かりをつ

かむため、戦前と戦後の民法、戸籍法と戸籍のありようとその相互関係について、変化と一貫性の両面から接近することを試みる。記述に際し、戸籍法（施行規則を含む）と現実の戸籍を「戸籍制度」として包括し、現行の戸籍法と比較対照する戦前の戸籍法には、戦後の改正まで効力を保持した大正戸籍法（1913年3月31日法律224号）を用いる。

なお、戸籍実務は戦前家族法を「旧民法」と称しているが、法学界においては、いったん公布されながら、民法典論争の結果、結局施行されることなく終わった1890（明治23）年制定の民法を「旧民法」と呼ぶのが共通の了解事項であり、本稿では、誤解と混同を避けるため、これを「旧民法」ではなく、戦前民法または民法旧規定と呼ぶ。

そのほか、法令等の原文に適宜、濁点と句読点を補い、数字は原則として算用数字に変換した。「…」は引用文中、省略した部分があること示す。人名に敬称は付けていない。

2. 戸籍制度の意義と戦前に果たした役割

国家は、近代の前後、洋の東西を問わず、徵税・徴兵・治安警察・保健衛生など行政上の目的から、人民を直接把握し、管理支配しようとする。

その方法は一様ではなく、日本の場合は、戸籍制度として、その起源は大化の改新（645年）にまで遡る古い歴史をもつが、特に明治初年以降、独特の発達を遂げ、戸籍の理論家・実務家が「世界に類例のない冠たるものである（る）」⁵⁾と自賛するほどの確固たる地歩を占めている。

もっとも、それに統いて、「日本人の法律生活ならびに社会生活にはかり知れないほどの大きな役割を果たしてき」た、とする点については、それが戦前に果たした役割に照らし功罪両面からの検討が必要であり、額面どおりに受け取るわけにはいかない。

ところで、筆者が戦前家族法と呼ぶ1898（明治31）年制定・施行の民法第4編・第5編は、「家」・戸

主・家督相続を3つの柱とする半封建的家父長制的家族制度を法律の上に定着させた。それは、すべての国民を自立した個人としてではなく、「家」共同体を通して国家に帰属させるよう、巧妙に考案された法技術的装置である戸籍制度に支えられてはじめて有効に機能し得た。

すなわち、すべての日本国民は、出生、認知、養子縁組、離縁、婚姻、離婚、死亡（これらを身分行為という）など人生の重要な事件について、それぞれの身分関係の形成、変更、消滅は戸籍への届出により効力を生ずるものとして届出を義務づけられ、その度ごとに戸籍と関わらざるを得なかった。

この戸籍制度は、上記の個々の身分行為のみならず、国民の意識をも「家」を単位とする大家族集団に縛りし、さらに忠孝一如の家族国家イデオロギーにもとづく皇民教育の推進により強化されて、戦前の日本社会を道徳的、思想的に支配し、天皇制絶対主義による狂暴な国家主義、軍国主義の跳梁に途を拓いたのである⁶⁾。

3. 戦前家族法と戸籍法

（1）戦前の戸籍制度

戦前の戸籍制度というとき、それは、1871（明治4）年太政官布告第170号戸籍法33則により翌年から編製された壬申戸籍（「明治5年式戸籍」）以来、「明治19（1886）年式戸籍」を経て、民法制定（1898年法律9号）にともない創設された民法上の「家」制度を具現するものとして民法と同時に新たに制定施行され、「家」に属する者の身分関係の登録・公証を主目的とすることとなった「明治31（1898）年式戸籍」と、身分登記簿を廃止して戸籍簿に統合した大正3（1913）年戸籍法により編製され、戦後に改正されるまで効力を保持した「大正4年式戸籍」を指す。

（2）「戸」主「民」従の関係

ところで、戦前家族法と戸籍法の関係について、

「明治31年民法（旧民法）の制定に伴い『家』制度が創設され、戸籍は民法上の『家』を具現するものとして、家に属する者の身分登録を主目的とすることに、その性格を一変した。すなわち、新たに戸籍法が民法の手続的附属法として制定された」とする見解が、さしたる根拠も示さないまま、学界にも戸籍実務にも広く流布している。そして、主として戸籍実務家が、「戸籍法は民法の手続的付属法ないし付属的手続法である」⁷⁾というとき、いかにも戸籍法が民法の付属法として忠実に民法の理念、目標、規定内容を実現しようとしているかのように聞こえる言説であるが、それには大きな疑問がある。

それは、1898年の時点をそれ以前の歴史から分離して切り取り、実体法と手続法の関係に関する一般論から、まず実体法（民法）があって、その手続法として戸籍法があるという民法・戸籍法の両法を表面的にのみ捉える形式論であって、幕末期以来の戸籍の展開の経緯に照らすなら、民法の理念等を実現するために戸籍と戸籍法がつくられたのではなく、真実はその逆であることが明らかとなる。すなわち、戸籍と戸籍法が「家」関係規定を、すでに全国的な形成を終えていた自らのシステムに適合するよう、民法の中につくったのである⁸⁾。そして戸籍は己の姿を民法の背後に退かせる。この関係を、筆者は〈「戸」主「民」従〉と表すこととしている。民法を主の位置に立たせ、戸籍法をことさら従の位置に置いてみせる実務家の措辞に惑わされて、真実を見失ってはならない。

このようにみれば、「戸籍は戦前戦後をつうじて変わらない」とする、われわれには戸籍の側からの奇異で独善的な理論と映る平賀健太の見解（後掲）も、一概に荒唐無稽と断ずるわけにはいかないかも知れない。

(3) 民法以前の戸籍制度と民法の制定

1871（明治4）年太政官布告第608号戸籍法33則は、その前文に「戸数人員を詳ニシテ猥リナラザラシムルハ政務ノ最モ先シ重スル所ナリ。夫レ全国人

民ノ保護ハ大政ノ本務ナルコト素ヨリ云フヲ待タズ、然ルニ其保護スペキ人民を詳ニセズ、何ヲ以テ其保護スペキコトヲ施スヲ得ンヤ、是レ政府戸籍ヲ詳ニセザルベカラザル儀ナリ」として、新政府が士族、卒、平民、寺社等に分かれていたそれまでの戸籍を一本にまとめて「全国總体」の（筆者注：全国的な、の意）戸籍をつくり、人民を直接に把握しようと図ったものである。

この戸籍法は、第1則で「戸籍旧習ノ錯雜アル所以ハ族属ヲ分ツテ之ヲ編製シ地ニ就テ之ヲ収メザルヲ以テ遺漏ノ事アリト雖モ之ヲ検査スルノ便ヲ得ザルニ依レリ。故ニ此度編製の法臣民一般其居住ノ地ニ就テ之ヲ収メ專ラ遺スナキヲ旨トス」として、戸籍編製のための行政区画として区を定め、区に戸長、副戸長を置いて「其区内戸数人員生死出入等ヲ詳ニスルヲ掌ラシム」こととした。ただし、第5則に定めていた6年目ごとの改製は実施されなかつた。生活を共にする家族集団は「戸」として把握され、戸を単位として編製された戸籍は戸主—戸長—府県—中央政府の順に統合集中された。

戸主については、1873（明治6）年1月10日の徵兵令第3章常備兵免役概則第6条に「一家の主人タル者」の兵役を免除し、1978（明治11）年5月27日の内務省指令が、家族の身分上の願届は華士族平民を問わずすべて戸主よりなされるべきことを定めている（それまでは当人主義）のをはじめとして、民法の起草者・梅謙次郎が明治32年夏、帝国教育会の高等学術会議で行った民法の講義で、「民法施行以前ニハ、婚姻トカ養子縁組トカ云フコトハ、……、法律面ニ於テハ戸主ノ仕事デアッタ、戸主ガ届書ヲ出サナケレバ、法律上婚姻モ養子縁組モ、成立シナイ、従テ戸主ノ同意ガナケレバ、婚姻養子縁組ハ出来ヌ」と述べた現実がすでに存在し、戸主の願届権が絶対的なものとして確立していたのである。

家禄の細分化を避ける江戸時代の武士の相続規制であった家督相続については、1974（明治6）年7月22日の太政官布告第263号に、華士族のみについては、「家督相続ハ必総領ノ男子タル可シ」とし、

極貧等の平民については幅広く例外を認めていたが、後に民法により一般国民にまで拡大され、強制されることとなる⁹⁾。

このように、「戸」を単位とし、戸主が家族の婚姻に対する同意等の権限をもつ戸籍制度は、明治民法制定前に、社会的実体としてすでに国内に廣く広まっていた。民法は「家」そのものの直接的な定義を規定中に置いてはいないが、戸籍上の「戸」を「家」とし、戸主の権利を戸主権として明確に規定するとともに、「家」永続の財産的基礎として家督相続を階層の別なく全国民に適用する制度として法定することによって、すでに実在する戸籍に法的な外披を整えたにすぎず、民法によってはじめて戸籍に法律上の根拠がを与えられたわけではない。

しかし、「家」を編製の単位とし、「家」の名を氏とし、戸主とその「家」に属する者すなわち家族について出生から死亡までの身分事項と、婚姻・離婚等を「家」への出入として、本人の届出により記載する戸籍は、民法とみごとな一体性を保ち、その間に戦後のような齟齬はなかった。

こうして、明治初年以来、民法制定に30年近く先行する沿革をもつ戸籍は、抽象的で難解な民法の家族制度の規定よりもはるかに国民の日常生活に密着し、民法上の「家」すなわち戸籍と受け止められて、たださえ近代化の遅れていた国民意識を強く支配、誘導した。そしてそれは、後にみるとおり、戦前戦後を通じて変わることのないものである。

4. 大正戸籍法と旧法戸籍の仕組み

大正戸籍法は、明治31年戸籍法が西欧の制度に倣って導入した個人本位の身分登記簿を廃止し、以後戸籍簿に一元化されて、戦後の改正まで効力を保った。

ここで、大正戸籍法の仕組みを、婚姻に関する民法および戸籍法の規定をとおして、概観する。それにより、戦後の民法・戸籍法改正で、何が変わり、何が変わらなかつたかを知る一助となるであろう。

戦後戸籍法との対照の便宜上、適宜、小番号を付し、戦前民法の規定は「民旧」、大正戸籍法の規定を「旧戸」と表して区別する。

①大日本帝国憲法下において、婚姻の自由の保障などなかったことは、いうまでもない。

戦前家族法においても、②婚姻適齢(民旧765条。年齢は男17歳、女15歳)、③重婚禁止(民旧766条)、④相姦者との婚姻禁止(民旧768条)、⑤女性の再婚禁止期間(民旧769条)、⑥直系血族または3親等内の傍系血族間の近親婚禁止(民旧769条)、⑦直系姻族間の婚姻禁止(民旧770条)、⑧養親子関係者間の婚姻禁止(民旧771条)、⑨未成年者の婚姻に対する同意に関する「子ガ婚姻ヲ為スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。但男ガ満30年、女ガ満25年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラズ」(民旧772条1項)とする規定など婚姻の要件を定め、⑩「婚姻ハ之ヲ戸籍吏ニ届出ヅルニ因リテ効力ヲ生ズ」(民旧775条)、⑪「婚姻ハ当事者ガ婚姻ノ届出ヲ為サザルトキハ無効」(民旧778条)とすることによって、国家として届出のあるもののみを法律上の結婚と扱うこと(届出婚主義、法律婚主義)を宣言し、これに対し一定の法律上の効果を与える。

⑫婚姻の届書には、次の事項を記載する(旧戸100条1項。2項は略)

- 一 当事者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍。若シ日本ノ国籍ヲ有セザルトキハ其旨及出生地ノ都道府県名(外国ノ場合ハ其国名)
- 二 結婚式ヲ挙ゲタルトキハ其年月日、其地、当事者ノ其当時ノ職業及住所、並ニ当事者ガ引継キ其住所ニ居住シタル期間
- 三 当事者ガ初婚ニ非ザルトキハ從前ノ婚姻ニ付キ其解消ノ態様及ビ回数並ニ直前ノ婚姻ニ付キ其解消ノ年月日
- 四 当事者ノ教育程度
- 五 当事者ノ父母ノ氏名、本籍及ビ出生地ノ都道府県名(外国の場合ハ其国名)
- 六 当事者ガ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、本籍及ビ戸主トノ統柄

- 七 入夫婚姻又ハ婿養子縁組ナルトキハ其旨
 八 入夫婚姻ノ場合ニ於テ入夫ガ戸主ト為ルト
 キハ其旨
 ⑯「届出ハ届出事件ノ本人ノ本籍地又ハ届出人ノ
 所在地ニ於テ之ヲ為スコトを要ス」(旧戸43条)
 ⑰戸籍編製基準は「戸籍ハ市町村ノ区域内ニ本籍
 ヲ定メタル者ニ付キ戸主ヲ本トシテ一戸毎ニ之ヲ編
 製ス」る(旧戸9条).
 ⑱戸籍の記載事項(旧戸18条)は、
 一 戸主、前戸主及ビ家族ノ氏名
 二 戸主ノ本籍
 三 戸主ガ華族又ハ士族ナルトキハ其族称
 四 家族ガ戸主ト族称ヲ異ニスルトキハ其族称
 五 戸主及ビ家族ノ出生ノ年月日
 六 戸主又ハ家族ト為リタル原因及ビ年月日
 七 戸主並ニ家族ノ実父母ノ氏名及ビ戸主並ニ
 家族ト実父母トノ続柄
 八 戸主又ハ家族ガ養子ナルトキハ其養親並ニ
 実父母ノ氏名及ビ養子ト養親並ニ実父母トノ
 続柄
 九 戸主ト前戸主及ビ家族トノ続柄
 十 家族ノ配偶者又ハ家族ヲ経テ戸主ト親族関
 係ヲ有スル者ニ付テは其家族トノ続柄
 十一 他家ヨリ入りテ家族ト為リタル者が他ノ
 家族トノミ親族関係を有スルトキハ其続柄
 十二 他家ヨリ入りテ戸主又ハ家族ト為リタル
 者ニ付テハ其原籍、原籍ノ戸主ノ氏名及ビ其
 戸主ト戸主又ハ家族ト為リタル者トノ続柄
 十三 後見人又ハ保佐人アル者ニ付テハ後見人
 又ハ保佐人ノ氏名、本籍及ビ其就職並ニ任務
 終了ノ年月日
 十四 其他戸主又ハ家族ノ身分ニ關スル事項
 ⑯氏名の記載順序は法定される(旧戸19条1項)。
 第一 戸主、
 第二 戸主ノ直系尊属、
 第三 戸主ノ配偶者、
 第四 戸主ノ直系卑属及ビ其配偶者
 第五 戸主ノ傍系親及ビ其配偶者、

第六 戸主ノ親族ニ非ザル者

「直系尊属ノ間ニ在リテハ親等ノ遠キ者(筆者注:系図で上に位置する者)ヲ先ニシ、直系卑属又ハ傍系親ノ間ニ在リテハ親等ノ近キ者ヲ先ニス」る(同条2項、3項は略)。

なお、「家督相続、家督相続回復其他戸主ノ変更ヲ生ズベキ事項ニ付キ届出、申請又ハ請求アリタルトキハ其届出、申請又ハ請求及ビ前戸主又ハ戸主ノ名義ヲ有セシ者ノ戸籍ニ依リテ新戸籍ヲ編製スルコトヲ要ス」る(旧戸23条)。

⑰閲覧・謄抄本請求は、旧戸14条、届書の閲覧・記載事項証明は同67条2~4項、

⑱1914(大正3)年制定の寄留法により90日以上本籍外に住所または居所を有する者を届出または職権により寄留簿に記載した(同法1条2項)。本籍に居住する者は対象外であった(寄留手続令1条)から、戸籍は本籍地居住者にとっては住所登録でもあった。戦後、住民登録法で、本籍と住所の連携につき、戸籍の附票制度にこの寄留手続令11条(出寄留用紙)の趣旨を踏襲して活用し、それが住民基本台帳法に引き継がれた。

5. 現行戸籍法と新法戸籍の仕組み

日本国憲法の制定を受けて、民法上の「家」を中心とする戦前家族法とともに、「家」を戸籍に映していた戸籍法も根本的な修正を受けるのが当然であった。しかし、民法は大幅な改正を受けたが、戸籍法は致命傷を負わされることなく、しぶとく生き残った。その経緯は後述する。

(1) 戦前家族法、大正戸籍法との比較

前節と同様、婚姻をとおして戦前家族法、大正戸籍法と戦後家族法・戸籍法を以下に比較してみよう。

(現行戸籍法の条文番号を示すときは、数字の前に「戸」と表示する。)

①日本国憲法13条および24条1項により婚姻の自

由が憲法上の保障を獲得したのにともない、民法の「家」の制度が否定され、一連の関連規定が削除されるなど根本的な改正がなされたが、なお、民法において、②731条、③732条、⑤733条、⑥734条、⑦735条、⑧736条の諸規定は、条文番号が違ってきただけで内容は不变、旧法の④が男女平等に反する姦通罪（刑法183条）の廃止に伴い削除され、⑦未成年者の婚姻に同意を要する父母の「家ニ在ル」との要件が除かれたほかは、内容に変わりがない。⑨未成年者の婚姻は年齢を繰り上げたが（737条）、⑩「婚姻は戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによって、その効力を生ずる」（739条1項）ものとされ、さらに、⑪「当事者が婚姻の届出をしないとき」は、結婚は無効とする（742条）こと。および後出⑬も変わりはない。

⑫以上の規定を受けて新戸籍法（1947年12月22日法律第224号）74条は、「婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

一 夫婦が称する氏

二 その他命令で定める事項】

と具体的な手続きを示す。ここにいう「その他命令で定める事項」は、戸籍法施行規則（1947年12月29日司法省令第94号）56条が次のとおり定める。

- 一 当事者が外国人であるときは、その国籍、
- 二 当当事者の父母の氏名及び父母との続柄並びに当事者が特別養子以外の養子であるときは、養親の氏名
- 三 当当事者の初婚又は再婚の別並びに初婚でないときは、直前の婚姻について死別または離別の別及びその年月日、
- 四 同居を始めた年月、
- 五 同居を始める前の当事者の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日までの届出については、当事者の職業、
- 六 当当事者の世帯主の氏名。

婚姻の当事者（戸籍法では「事件本人」という）が法律婚を選択すれば、これだけの個人情報が国家

に把握される。しかもその内容は、閲覧により容易に他人に知られてしまう。この点も戦前と変わらない。

⑬届出は、届出事件の本人の本籍地又は届出人の所在地です（戸5条1項）。

⑭届出をすると、「戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに」編製され（戸6条）、「婚姻の届出があったときは、夫婦について新戸籍を編製する。但し、夫婦が、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない」（戸16条1項）。「前項但書の場合には、夫の氏を称する妻は、夫の戸籍に入り、妻の氏を称する夫は、妻の戸籍に入る」（同条2項）。しかし、「戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子または養子を有するに至ったときは、その者について新戸籍を編製する」

（戸17条）から、同一戸籍に記載されるのは、夫婦および夫婦と同じ氏の子の2代から成る家族に限られ、事件本人、子、孫の3代が同一戸籍に記載されることはない。戸籍編製基準の、「家」から氏への移行である。

⑮戸籍には氏名、出生の年月日、戸籍に入った原因及び年月日、実父母の氏名及び実父母との続柄、養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、夫婦については夫又は妻である旨、他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、その他命令で定める事項が記載される（戸13条）。そして、「戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍でこれを表示する。その者が戸籍から除かれた後も、同様である」（戸9条）。

⑯戸籍に「氏名を記載するには、

第一 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻、

第二 配偶者、第三 子の順序による」

戸14条1項）。

⑰利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長に受理した書類の閲覧を請求

し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる。」(戸48条2項本文)。もっともこの「閲覧または証明は、届出事件本人又は届出人、事件本人の家族または親族、官公吏が請求した場合に限りこれを認め、単に財産上の利害関係を持つに過ぎない者の請求はこれを認めない」のが戸籍先例の扱いである(1947年4月8日付け司法省民事甲第277号司法省民事局長回答(通牒)。これを1947.4.8民甲277通牒と表す慣わしである一筆者注)。

⑮以上のようにして編製される戸籍は、さらに、戸籍の附票を通じて、住民基本台帳とも連動している。身分登録と住民登録を併有していた明治4年戸籍法の制度が分離され、後者が独自に発達したものである。

すなわち、住民基本台帳法(1977年7月25日法律81号)は、「市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め」「住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とし」(1条)、「市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成する」(6条)。住民票には、氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄、戸籍の表示(本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨)、住民となった年月日等々の事項を記載する(7条)。市町村長はさらに、市町村の区域内に本籍を有する者について、その戸籍を単位として戸籍の附票を作成し(16条1項)、これに戸籍の表示、氏名、住所、住所を定めた年月日を記載する(17条)。住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知する(19条1項)。

何人も、住民票の写しと同様に、戸籍の附票の写しの交付を請求することができる(20条)ため、悪用が後を絶たない。

(2) 基本構造は不变

婚姻に関する規定の以上の大雑把な比較だけからも、「家」とその関連規定が民法から削除され、戸籍においても「家」を前提とする諸規定が存立の基礎を失った結果、婚姻届や戸籍の記載事項や記載順などには相当の変化があり、全体として大幅に簡略化された。

しかし、届出に身分行為の効力発生を係らせ、届出のない婚姻を無効とする届出主義・法律婚主義をはじめ、届出地など戸籍の基本構造に変化はない。

なお、大正戸籍が廃止した戸籍の附表が復活しているのが眼を惹く。

問題は、「家」に代えて氏を戸籍編製の基準としたことをどう捉えるかにある。

(3) 戸籍編製基準の問題性

戦後の民法・戸籍法の改正をつうじて最も問題視されたのが⑭戸籍編製基準である。戦前、「家」の構成員であるかどうかが家族としての実体的な権利義務に差異を生ずることから、「家」の所属の決定がそのまま戸籍の出入を伴っており、戸主を中心として同一戸籍に一括記載されているのが民法上の「家」集団であり、それが戸籍編製の基準となっていた。戦後の民法改正でこの戸籍編製基準を奪われた戸籍は、単なる個人の呼称に性格を変じたものとして民法が残したはずの氏の規定(750条、790条、791条、810条)を拠りどころに、氏と同じくする親子を同一戸籍に記載することとして、態勢を立て直し、戸籍の基本構造を維持するのに成功した。戸籍の「戸」は「家」であり、戸籍筆頭者は戸主にほかならない。

(4) 戸籍法改正要綱

このような新戸籍法の内容および構造は、1946

(昭和21) 年9月11日に司法法制審議会が決議した「戸籍法改正要綱」¹⁰⁾に、以下のようにすでに改正の方向として打ち出されており、早くもこの段階で、氏を同じくする者を戸籍の編製単位とすることがその冒頭に掲げられていた。直面した新しい事態を切り抜ける戸籍の知恵とも称すべきであろうか。

これより先、法務省では民法改正と不可分の戸籍法等の検討も並行して行われていた¹¹⁾。家・相続・戸籍法の原案立案を担当した審議会小委員会A班の横田正俊幹事（当時司法事務官）は「戸籍の問題につきましては、ただいまの家の問題と非常に密接な関係があるのですが、この点は戸籍は現行の形式を維持するというのを一応の案として書きました。これは、やはり親族の続柄のある範囲把握するには、その当時の法律にあるような戸籍の制度が適當なのではないかというので、こういう案を立てたわけあります。……氏というのもむしろ同籍の者が同じ氏を称するという考え方でした。そして、結局、実体法の方にありましたような、家に入るとか出るというようなことは戸籍の方へ置きかえまして、どういう場合に戸籍に入るか出るかというような形にしたのですが、この点は後に起草委員会におきまして鋭い批判を受けました。家族制度の匂いが非常に濃いということと、戸籍について旧法の実体規定と同じような非常に複雑な規定を置かなければならぬというような点から、大体戸籍については夫婦・親子を中心としたものに改めるというふうに起草委員会でなりました……。」と司法法制審議会における改正戸籍法の立案、審議の様子を語っている¹²⁾。

すぐ続いて村上朝一幹事（当時司法事務官）が、「現在、戸籍の筆頭者といわれている者に戸主という名前をつけて、その他の者に家族という名前をつけ、氏というものを実体法上の観念でなく戸籍法上の観念とするつもりでした。」¹³⁾といっているのを見ると、成立した新戸籍法のもとで、「家」の名から個人の呼称に単純化されたはずの氏について、これを戸籍法上の概念に移し、氏を法律上の効果と結び

付けていない民法の規定をよそに、国民の常識とかけ離れた複雑極まる技術概念が戸籍実務処理上構築され、独り歩きしている論拠がここにあることに思い当たる。

「要綱」の全文は以下のとおりであって、新戸籍法の中にもすべて生かされている。第八は、附則に収まった。

第一 戸籍は市町村の区域内に本籍を定めたる者
　　に付（き）夫婦及び子其の他民法に依り之れ
　　と氏を同じくする者（配偶者ある者を除く）
　　を単位として之を編製することを原則とする
　　こと

第二 戸籍には左の事項を記載するものとするこ
　　と。

- 一 氏名
- 二 本籍
- 三 出生の年月日
- 四 戸籍に記載せらるる原因及び其の年月日
- 五 実父母の氏名及び実父母との続柄
- 六 養子なるときは前号に掲げる事項の外養
　　親の氏名
- 七 夫婦については夫又は妻なることの表示
- 八 他の戸籍より入ったる者については其の
　　戸籍の表示
- 九 後見人又は保佐人ある者について 後見
　　人又は保佐人の氏名、本籍並に其の就職及
　　び任務終了の年月日
- 十 其の他身分に関する事項

第三 新戸籍の編製は左の場合に於て為すものと
　　する。

- 一 婚姻の届出ありたるとき、但し婚姻に因
　　りて氏を改めざる者に付既に新戸籍を編製
　　したる場合を除く
- 二 婚姻又は養子縁組に因り氏を改めたる者
　　が離婚、離縁又は婚姻若は縁組の取消に因
　　り婚姻又は縁組前の氏に復する場合に於て
　　婚姻又は縁組の当時の戸籍が既に戸籍簿よ
　　り除かれたるとき

- 三 配偶者ある外国人が認知に因りて日本の
国籍を取得したるとき
- 四 外国人が帰化したるとき
- 五 分籍又は就籍の届出ありたるとき
- 第四 民法に依り父の氏を称する子は父の戸籍に入り、母の氏を称する子は母の戸籍に入るものとし、民法に依り氏の変更を生じたる者は新戸籍を編製する場合及び配偶者ある場合を除くの外変更後の氏の戸籍に入るものとすること。
- 第五 成年者は分籍を為すことを得るものとすること。
- 第六 隠居、家督相続、推定家督相続人の廃除、家督相続人の指定、入籍、離婚、復籍拒絶、廢家、絶家、分家、廃絶家再興、族称の変更及び襲爵の届出に関する規定を削除すること。
- 第七 届書其の他の書類に戸籍の表示を必要とする場合に於ては戸籍に記載したる者の中筆頭の者の氏名及び本籍を以て之を表示するものとし、其の者を戸籍より除きたる後も亦同じきものとすること。
- 第八 現行法に依り編製したる戸籍は改正法施行後は改正法に依り編製したものと看做すこと。
前項の戸籍に記載せられたる事項にして改正法に依り記載を要せざるものは其の記載なきものと看做すこと。
- 我妻栄、中川善之助、奥野健一ら法制審議会や国会審議において民法改正案の説明・答弁に当たった改正民法の起草者たちが、氏は封建的な家制度の遺制であるとする批判に対し頑として譲らず、あくまでも原案に固執したのは、同氏集団としての戸籍を解体から守るために、「要綱」の最初に新戸籍の編製基準を決め、これを防衛線として死守しようとしたからだったのであろう。

(5) 我妻の新戸籍編製基準正当化

我妻は、改正を推進した立場上当然とはいえ、はじめ、次のように述べて、便宜性の観点から、上掲の「要綱」にもとづく新戸籍編製基準を正当化していた¹⁴⁾。それは後に戸籍実務に対する懸念と危惧に変わる。

以上のような新戸籍法の仕組は、家の臭味を残すと非難するものがある。しかし、夫婦とその子という小家族を同一の戸籍に記載しておくということは、親族関係を総合的に明らかにする上で、極めて便宜である。氏を同じくする者で制限することは、いささか問題かもしれないが、便宜という点では、確かに便宜である。これを、もし、純粹に個人本位にして、各人それぞれ一用紙をもち、それにその者の身分関係を記載することになると、例えば、甲男と乙女が結婚すると、それぞれの用紙に婚姻の事項を記載し、子が出生すると、それぞれの用紙にそのことを記載し、すべての子供のそれにも、父、母、兄弟、すべてを一々記載しておかないと、関係がわからなくなる。つまり、夫婦とその子の人数だけ同一の記載をしなければならないことになって、甚だしい手数を必要とする。そうまでする必要があるであろうか。いな、それよりも、夫婦とその子は、社会構成の最小ユニットとして、一団体を構成することを率直に認めることは、いわゆる封建的な家族制度とは全く異なるものだともいい得るのであるまい。『戸籍』という名称がわるいという者もある。「氏」とせずに「姓」とすべきだというものがあると同じである。私は「氏」に拘泥するつもりはない。「姓」でもよいと思う。同様に、「戸籍」も、何かこれに代わる適当な名称があれば、それをとることに反対はしない。私のいいたいことは、改正法のとった「氏」と「戸籍」に関する思想そのものの当否にある。……

6. 戸籍制度の論理

(1) 「戸籍は不变」を強調する平賀の所説

憲法制定・民法改正と続く戦後改革の激動を潜り抜けた戸籍の側から、戸籍の論理をあけすけに吐露するのが、戸籍の理論家・平賀健太（当時法務省民事局、のち1969年、札幌地裁所長として、長沼ナキ基地訴訟事件審理中の裁判長に対し書簡を送って裁判に干渉し、裁判の独立を侵したと批判された）であり、旧法（戦前家族法）において「家」であったものが戦後、「氏」または「戸籍」に代わったにすぎぬのであって、戸籍制度は戦前戦後を通じて何ら変わることろはないと豪語して憚らない。

驚くべき所説というほかはないが、家族法学者がこれに集中砲火を浴びせたことは、寡聞にして知らない。わずかに唄孝一が取り上げているくらいであろうか¹⁵⁾。

平賀はいう¹⁶⁾。

明治民法は親族法及び相続法の領域において特異な家の制度を法典中にとりいたのであるが、この家の制度は第二次大戦の終了を契機として廃止された。しかるにこの家の制度と表裏一体の関係をたもちながら形成された戸籍制度は根本的な変更を受けることなく今日もなお維持されている。ところで民法の家が消滅したにもかかわらず、これと不可分の関係にあった戸籍制度がなお戸籍制度として存続しているのには、この制度身体のなかにその存続を可能にし、かつ必然的なものとするならか合理的なものがあるとみなくてはならぬ。

（西欧における個人単位及び出生・死亡・婚姻・離婚というような事件別の身分登記の制度とは根本的に異なり）系譜的な構造をもつ戸籍制度は、その登録の単位である親族の単位が当初は現実の生活共同体であったものが観念的な「家」となり、さらに夫婦とその間の子というような変遷をたどり、また登録の内容をなす親族団体構成員

の身分上の重要事件も、当初はむしろ場所的に居住関係の変動として把握されたものが、後には観念的な純粋な身分関係の変動として把握されるという変化をたどったのではあるが、個人を個人としてではなく親族団体の構成員として、かつその一生における身分上の重要事件を時間的に記録するという根本的性格は当初から今日まで一貫して維持しつづけられた。

明治民法及び旧戸籍法のもとにおいては身分関係の変動は多くの場合入家去家の原因であり、この観念的な家の構成員としての資格の変動は戸籍の手続においては入籍除籍として具体的に公簿面に表現されなければならない。……現行の民法及び戸籍法のもとにおいては、戸籍の手続に関する限り、本質的には旧法において「家」であったものが「氏」または「戸籍」に代わったにすぎぬといつてもさしつかえない。すなわち個人の身分関係の変動は多くの場合同時にその構成員またはその属する戸籍そのものの変動をともない、これは手続の面においてはかならず入除籍の原因となって現れてくる。しかもこの氏及び戸籍、なかんづく氏の変動は、時として非法律家はもとより、法律専門家にとってさえも容易には理解しがたい複雑な法則に支配される。そしてこの法則は、現行法の戸籍細分主義の結果として、ある場合においては家におけるよりもより一層複雑なものとさえなっている。……右に述べたような戸籍制度の手続上の複雑さは根本的には戸籍が個人を個人としてではなく、個人を一定の親族団体の構成員としての資格において登録するという戸籍制度本来の性格に由来する。この親族団体はかつては「家」であり、現在では「夫婦及びこれと氏を同じくする子」である。旧法のもとにおいては入家去家に関する技術的な法則が考えられねばならなかったように、新法においては氏の異同に関する複雑な法則が生れざるをえないのである。

この平賀のように浩然といい放つかどうかは別として、戦後戸籍法が「家」を氏にえたのは確かで

あり、「家破れて氏あり」「家破れて戸籍あり」との批判は戸籍の論理を的確に捉え、正鶴を得ていたことになる。しかし、氏を同じくすることを戸籍の編製基準とすることには、戦前民法と旧戸籍法におけるような一体的連関ではなく、他方で「戸籍法は民法の付属法」と民法に恭順を示す態度を取り繕いながら、その実、戸籍が民法をゆがめているのである。

こうして、近代的・民主主義的家族法改革がめざす方向と、戦前來の戸籍の構造と国民意識を再編・温存しようとする戸籍法との間には、大きな乖離と鋭い緊張関係が生じたのである。

(2) 旧法戸籍の延命、残存

平賀が「戸籍制度は戦前戦後を通じて変わらない」というとき、われわれには独善的で厚顔な牽強付会としか響かないが、一歩退いて考えれば、平賀の言説に現実性を提供する2つの基盤がなくもないようと思われる。1つは、経過的に旧法戸籍を残す措置であり、もう1つは、(3)項で扱う明治初年以来の戸籍事務の集積が築いた戸籍の堅城である。

今あらためて戸籍法の改正過程を振り返れば、新憲法の施行に、民法・戸籍法の改正が審議時間不足のため間に合わず、応急措置法（1947年4月19日法律74号「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」）を制定して、戸主、家族その他家に関する規定の適用を一括排除し、急場を凌いだ。

その施行にあたり戸籍の取り扱いについては特別の立法措置が講じられなかつたため、戸籍の実務においては、憲法及び応急措置法により適用されなくなつた部分を除き、すべて従前の取り扱いがそのまま踏襲されることとなつた（1947. 4. 16民事甲317通達1）。法律の空白を法務省の内部通達で埋めた。

このため、「戸主」の表示のある旧戸籍が、戸籍法および同施行細則の改正のないまま1947年末まで存続した。

そればかりでなく、新戸籍法が施行された1948年1月1日以後も、人手不足、質量とも貧困な用紙事情などを理由に、新法においても、「家」の名から

個人を示す表象に本質を変じた氏を戸籍編制の原理としてそのまま維持しつつ、戸主の名称を戸籍筆頭者と改める程度の手直しにとどめ、しかも附則で、「旧法の規定による戸籍は、これを新法の規定による戸籍とみなす。但し、新法施行後10年を経過したときは、旧法の規定による戸籍は、命令の定めるところにより、新法によってこれを改製しなければならない」（128条1項）として、改正民法に合わせて当然実施すべき戸籍の全面的な改製を先送りした。

「家」の所在地を表す本籍についても、「旧法によって定められた本籍は、新法によって定められたものとみなす。」（同条2項）として手を加えなかった。

こうして、戦後の混乱期に、まだ「家」意識に捉われ、旧法の戸籍に馴染んだ因習的な国民感情に及ぼす法改革の衝撃を減殺するとともに、結果的にみて、戦後改革の荒波から明治以来の戸籍制度を守り抜くための時間を稼いだ。

その結果、「戸主」の表示のある旧態依然たる戸籍が、1948年以後も、1957年6月1日の命令（法務省令27号）によって全国的に新法戸籍に書き替えられるまで、新法によって編製された戸籍と併存して、命脈を保つた。その限りでいえば、「民法は大きく変わったが、戸籍は変わらなかつた」のである。近代的・民主主義的家族法は、新戸籍法および延命した旧法戸籍によって理念の実現を阻まれた。

(3) 専門家にも難解な氏理論の構築

そればかりではない。岩佐節雄（当時法務省民事局）が述懐するように¹⁷、戸籍の専門家にとっても難解な氏の理論と事務処理の困難が生じ、これが国民の理解を絶するところで戸籍の論理の横行を許すこととなるのである。

新法施行後に旧法戸籍の存続を認めた結果、旧法戸籍に在る者の称する氏を現行法の下でいかに解釈するかについて旧法戸籍の分解処理と相まって疑問が続出し、新法における戸籍事務の取扱を著しく難解なものとした。……

旧民法当時に生じた身分変動は多種多様であつ

て、これらを現行民法の規定による身分の変動になぞらえて氏の異同を決定し、新旧両戸籍の処理に齟齬を生ぜしめることなく、統一的に戸籍事務を運営することは決して容易ではなく、解釈の統一に忠実ならんとして実情から遊離し、あるいは実情を尊重するのあまり理論の統一を欠くなど、これらのことが新法施行後における日常の戸籍事務の処理にあたって実務家の大きな負担となつた。……

もし、現行戸籍法が第128条によって新旧両戸籍の併存を認めることなく、同法の施行と同時に、旧法戸籍の在籍者についてすべて一刀両断的にその氏を解決し、旧法戸籍の改正が強行されていたとするならば、戸籍の日常事務ははるかに簡単容易となり、実務家の苦労は半減されていたであろうと思われる。

(4) 戸籍実務の堅城

平賀理論を支えるいまひとつの基盤は、明治初年以来、法務省、法務局・地方法務局（一時的には内務省と裁判所）と、法令の解釈、実務の指導・研修を介して全国津々浦々すべての市町村を結んで張りめぐらされた厚い戸籍実務のネットワークである。

戸籍事務は国の事務であるが、普通地方公共団体の長である市町村長がこれを管掌し（戸1条）、その名において事務を処理する。すなわち、国の機関委任事務である。市町村長は、その補助機関である職員に事務を補助させる（地方自治法154条）。

国の戸籍事務の所管は法務大臣（法務省設置法2条）、事務の中央における処理は民事局第二課が担当する（同8条）。市町村長が管掌する戸籍事務を監督するのは法務局または地方法務局の長であり（戸3条2項）、法務大臣の指揮監督は民事局長の訓令、通達、回答、指示の形式でなされる。これらは先例と呼ばれて、戸籍事務の取り扱いにつき全国的な統一を図るとともに、民法、戸籍法の有権的行政解釈として戸籍事務担当者を拘束し、その後の取り扱いを決定し統一する重大な役割を果たす。

このほか、全国連合戸籍事務協議会、各法務局、地方法務局ごとの協議会、各支局ごとの協議会が市町村戸籍事務担当者の任意団体として組織され、その決議は監督庁の認可を得て実施されるほど、実務上重要な意義をもっている。

これら、すでに確立していた戸籍実務の体系とおびただしい数に上る人的勢力、戸籍行政の専門性・独自性は、谷口知平によって、「戸籍の取扱処理は、全国統一でなければならず、全国多数の家庭裁判所や高等裁判所が行った解釈によるときは不統一を生ずるので、法務省の行政的有権解釈を優先せしめる必要があり、また事実審理の権限を有する点で、家裁や高裁の解釈はより妥当性を期待されるというもの、家裁は単独の審判官の裁判によるのであり、法務省民事局における多数の局員の解釈研究の成果である通達・回答・指示の解釈の方が、抽象的解釈としては一般的に妥当と考えられるべきである」¹⁸⁾と裁判所の判断よりも妥当であるとすら、評価されるほどのものとなっていた。

戸籍実務が築き上げてきた堅城は、新憲法制定、家族法の抜本改正によっても揺るがなかった。もとより、その当否は別に問われなければならないが、我妻が「一つの制度が固定してくると制度自身で自分の生命をもつ、そして実社会に反作用を及ぼしていくものだ」¹⁹⁾といっていることの深い含蓄が想起される。

(5) 旧法戸籍への拘泥に警告—我妻説の変化—

しかし、戦後の戸籍実務のその後の展開は、民法改正を主導し、戸籍法改正の方向にも支持を与えた我妻の予測と許容の範囲から逸脱していたものとみえる。そのため、これに危惧を抱き、「新憲法と改正民法の理想から離れた迷路に踏みこむことになる」と警告を発するに至る。さきの正当化論からわずか4年後のことであり、我妻の心中をうかがわせる²⁰⁾。

家庭生活ないし家族関係を規律する法律を「個人の尊厳」と「男女の本質的平等」の原理をもつ

て貫こうとする新憲法の理想を、私は、極めて重要なものと考える。そして、この原理を現わそうとする改正民法の規定をあくまでも実際社会に実現させたいと思う。そのことは、わが国の文化と政治と経済のあらゆる領域を民主化する基礎だと信ずるからである。……

かような立場から、改正法の「氏」の規定の解釈と、新戸籍法の取扱に対して、大きな危険を感じないわけにはゆかない。私の考えを端的に述べれば、改正法の氏は個人個人の呼称に過ぎないといいたい。戸籍は民法や戸籍法が明かに認める場合にだけ同一の戸籍に記載することにして、それ以外の疑わしい場合はすべてみな別籍にしてよいのではないかと考える。それ以上に、呼称上の氏と、民法上の氏と、そして戸籍とを区別し、それについて理論的に一貫した説明をしようとする必要はないのではないかと思う。……

戸籍の実際を取り扱う際には、予測し得ない無数の事件にぶつかるであろう。ことに、現在のように旧制度をそのままにして、必要に応じて改めてゆくやり方をする際には、一層そうであろう。だから、戸籍取扱の局に当たる方がそこに何等かの指導原理を立てなければ、取扱が行き当りバッタリになることを憂いられるのももっとものことと思う。しかし、それにしても、現在の戸籍の取扱は、あまりにも旧法の戸籍の取扱を基準とし過ぎていやしまいか。いわゆる国民感情なるものに拘泥し過ぎていやしまいか。……私の意図するところは、個別的な具体的な事件に没頭し、それを解決しようとするのあまり、いわゆる鹿を追う猟師が山を見ないことになって、いつしか、新憲法と改正民法の理想から離れた迷路に踏みこむことになるのに対して、警告しようとしてある。……

そして、我妻は、結局のところ、以下に見る立法論を展開する²¹⁾。我妻が陳弁に努めた戦後戸籍法の根底が戸籍実務によってゆがめられ、揺らいだことを認めないわけにはいかなくなつたのであろう。

しからばいかにしてこの紛糾・混乱を救うべきか。

解釈論としては、呼称の同一な氏は、戸籍が別でもすべて同氏と見て、親の籍に入るだけの結果を伴う氏の変更は認めない、とすべきではあるまいか。各場合についてみれば、おそらく多少のアンバランスを生ずるであろう。そのことは私もわからないではない。しかし、ただそのために氏の異同について戸籍実務の上で精細な分析を行うことは、実務を処理する技術的標準を定めるだけの仕事としては過ぎたる苦労であるだけでなく、氏共同体というような有害無益の思想の基礎となるおそれがある、と私には考えられる。

立法論としては、第一に、同一戸籍に記載されるのは氏の同一の者に限る、という大原則を吟味することである。夫婦は同籍であることが望ましい。個人別戸籍制度にしない限り、夫婦こそ最小限度同籍とされるべきものである。ところが、夫婦の別氏もありうるという主張が相当強く主張されていること前述のとおりである。この主張が、同籍同氏の原則から批判されるようなことがあつてはならない。第二に、親子同籍の原則を適用する場合にも、氏の異同によらずに、親権の所在による方—そして、親の離婚・離縁などの場合には、親権の所在に追随して子の籍も移してゆくとまで現行法に一步進めること—が、戸籍のもつ公示の目的に適うのではあるまいか（必ずしも現実的な共同体だからというのではない。親権に復する関係を公示するためである）。そして、このやり方こそ、氏は戸籍と結合して家制度の廢止を妨げるという非難の持つ正しい一面を打破してゆくのに最も大きな力をもつものではあるまいか。

7. むすびに代えて

戦後家族法の下において、戸籍は、我妻らの予測と期待に反し、氏に関することさら難解な論理を構築して、国民の日常感覚から遊離した独特の世界を

築き上げるとともに、それだけいっそう憲法と改正民法がめざす理想から離反する一途をたどることになった。

この点を具体的に明らかにするためには、戸籍の論理に則して氏の概念と戸籍との関係を解明する作業を欠かすことはできない。その難題には、稿を改めて接近することとしたい。

注

- 1) 民法改正案研究会「民法改正案に対する意見書」『法律時報』19巻8号(1947年)5頁以下。
- 2) 床谷文雄「夫婦別氏制と戸籍制度の再検討」(一)(二・完)1989年、民商法雑誌101巻(1989年)2号1頁以下、同3号29頁以下、ほか多数。
- 3) 島野穿子「戸籍制度の現状と将来」『自由と正義』(日本弁護士連合会会誌)37巻5号(1986年)4頁以下、ほか多数。
- 4) 浜田章作「戦後家族法の出発点(3・完)ー近代的・民主主義的家族法の確立ー」『鳥取短期大学研究紀要』50号(2004年)93頁以下、川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』(1957年点岩波書店)、のち『川島武宜著作集第十巻』(1983年、岩波書店)所収、200頁以下。
- 5) 『新版体系・戸籍用語事典』(1994年、日本加除出版。以下、『事典』と略記)の監修者・田代有嗣の監修の言葉。ほかにも多數。なお、『事典』は本稿執筆に際し、隨時参照した。
- 6) 浜田章作「戦後家族法の出発点」『鳥取短期大学研究紀要』第48号(2003年)68頁。
- 7) 『事典』118頁。
- 8) 同旨、水野紀子「戸籍制度」『ジュリスト』1000号(1992年)163頁以下、利谷信義「戸籍制度の役割と問題点」『ジュリスト』1059号(1995年)12

頁以下。

- 9) 石井良助『家と戸籍の歴史』(1981年、創文社)51頁ほか、『日本近代法120講』(1992年、法律文化社)13頁(井戸田博史)、比較家族史学会編『事典家族』(1996年、弘文堂)224頁以下など。
- 10) 我妻栄編『戦後における民法改正の経過』(1956年、日本評論社。以下『経過』と略記)239頁以下。
- 11) 『経過』9頁。
- 12) 『経過』19頁。
- 13) 『経過』19頁。
- 14) 我妻栄『改正親族・相続法解説』(1949年、日本評論社)47~48頁。
- 15) 咲孝一「氏をどう考えるかということー輪が現行法上の存在としてー」『私法』17号(1955年)、のち『咲孝一・家族法著作選集第1巻 戦後改革と家族法一家・氏・戸籍』所収、125頁以下。
- 16) 平賀健太「戸籍制度について」戸籍制度八十周年記念論文集『身分法と戸籍』(1953年、帝国判例法規出版)所収、297頁以下。
- 17) 岩佐節雄「旧法戸籍の改正と氏について」戸籍誌百号記念論文集『身分法の現在及び将来』(1958年、帝国判例法規出版)所収、203頁以下。
- 18) 谷口知平『戸籍法』(1957年、有斐閣)27頁以下。
- 19) 我妻栄「戸籍制度百周年にあたって」『戸籍制度百周年記念論文集』(1972年、帝国判例法規出版)所収、19頁。これは講演記録である。
- 20) 我妻栄「家と氏と戸籍」『戸籍制度八十周年記念論文集』(1953年、帝国判例法規出版)所収、249頁以下。
- 21) 我妻栄『親族法』(1961年、有斐閣)415頁以下。